

令和7年度環境配慮契約法基本方針検討会 資源循環の促進に向けた産業廃棄物契約専門委員会（第1回） 議事録

出席委員：中込委員、中谷委員、橋本委員、藤井委員（座長）、室石委員（五十音順）

1. 日 時 令和8年3月23日（月）8時30分～9時45分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

事務局：本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和7年度第1回環境配慮契約法基本方針検討会資源循環の促進に向けた産業廃棄物契約専門委員会を開催いたします。本日の専門委員会につきましては、実際の会議室とWeb会議のハイブリッド方式で行います。Web会議における具体的なお発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。また、本専門委員会は環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となっており、動画チャンネルでWeb会議の内容を配信しております。それでは、会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課長、平尾よりご挨拶申し上げます。

環境省（平尾課長）：環境省経済環境課の平尾でございます。年度末の忙しい時期にお集まりいただき本当にありがとうございます。令和7年度第1回と銘打っていますが、もともと環境に良い契約をしようということで、兄弟法とずっと言っていますが、グリーン購入法と並び立つようなかたちで2007年に環境配慮契約法ができて、順次発展してきたわけですが、産廃処理の契約が追加されたのが2012年、平成24年度で、その後大きな改定をしていなくてそろそろ検討が必要ではないかと。私自身がプラ法を作ったこともありますし、この何年かで例えば高度化法とか重要な立法もございましたので、国全体で循環経済への取組、資源循環政策を強化する中で、国が本来率先して行うべきこの環境配慮契約でもそろそろ検討すべき時期ではないかということを考えておりました。親委員会にもお諮りしてこういう検討を立ち上げたいと申し上げていたのが年末でしたが、準備に時間がかかって、このような日程、時間となってしまう大変恐縮なのですが、開催させていただこうということでございます。今回1回目なのでハウスキーピング的な説明が多くなってしまいかもしれませんが、インプットをいただいて次回以降の準備に活かしていきたいと考えてございますので、忌憚ないご意見を賜ればと思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

事務局：（Web会議システム説明：省略）

事務局：（委員紹介：省略）

事務局： それでは、以降の進行は藤井座長にお願いいたします。

藤井座長： それでは、議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定、資料の確認をお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議は、10時30分までの2時間を予定しております。

◇配付資料の確認

事務局： 資料につきましては、3月19日（木）に事前を送付をしております。

配 付 資 料

資 料 1 令和7年度環境配慮契約法基本方針検討会資源循環の促進に向けた産業廃棄物契約専門委員会委員名簿

資 料 2 産業廃棄物処理契約の検討について

参考資料1 令和7年度環境配慮契約法基本方針検討会開催要領

参考資料2 環境配慮契約実績調査票（令和6年度分の産業廃棄物に係る契約）

3. 議 題

藤井座長： それでは議事に入らせていただきます。本日は議事次第にあるとおり、（1）産業廃棄物処理契約に係る検討事項等について、（2）その他についてとなっております。それでは（1）について、事務局より資料2のご説明をお願いいたします。

（1）産業廃棄物処理契約に係る検討事項等について

環境省： （資料2説明：省略）

藤井座長： 資料2のご説明ありがとうございました。高度化法の状況を踏まえて評価項目の見直しがあり、一つ大きいのが総合評価落札方式を導入してはどうかということですが、それをもし導入された場合にはこのような項目で評価してはどうかという話がありました。また、除算なのか、加算なのかという点もあります。最後の検討スケジュールにもありましたように、今日決めてしまう必要はなく、まずはご自由に議論いただければということだと思いますが、もし、総合評価の導入ではないのでは、というご意見があれば早めに言っていただいた方がいいのかなと思います。それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

室石委員：スライド 22 の追加検討項目は、今①②③と 3 つ挙がっていますが、標準の項目は一つでなくていいというか、3 つでも 4 つでも、複数であっていいということかどうかをまず質問いたします。

藤井座長：はい。事務局いかがでしょうか。

環境省：ありがとうございます。評価項目の個数は、特に決められてはいないので、複数でもいいかと思っております。ただし、一つだと加算点とのバランスというところもあり、少ないかなというところではあります。逆に標準点が多すぎて加算点が少ないのもバランスは悪いのですけれども、現段階では 3、4 個でもいいかなというふうに考えております。

室石委員：ありがとうございます。それを前提に 22 ページについて申し上げますと、この資料の中で判断基準の省令の話もありましたけれども、そういうところの基準項目と連動しているという感じなので、特に追加検討項目の③は少し難しいのかもしれませんが、①、②は公表の有無であるとか、再資源化しない場合は熱回収ということですので、問題とは思わないというか、これくらいなら何とかいけるかなというような気がいたしました。

それから除算方式であるかどうかの点ですけれども、除算の方が一般的であるということですので、特に国や地方公共団体などで使われるということを考えると除算方式の方が適切であろうと思いました。今日決めるわけではないということなので、断定的には申し上げませんが、除算方式で行くのがいいのかなと思いました。以上です、ありがとうございます。

藤井座長：はい、ありがとうございました。基本的には事務局の案に、この時点では特に何か異論がないということだと思います。他にいかがでしょうか。

中込委員：ご説明いただいた内容で、全体的には大きな異論はないと思っています。特に裾切り方式につきましては不適正処理ですとか、そういうところの排除とか優良産廃処理事業者の参入促進といった面では、相応の期間やってきたということで、一定の効果は出てきているという印象はございますので、総合評価方式を採用するにはいい時期かなと思っています。特に高度化法については、まだ始まったばかりの仕組みではありますけれども、やはりここと連動して、事業者自体の底上げをやっていくというのは全体の方向性としては間違っていないと思っています。1 点、応札事業者を増やすことと、リサイクルの質を上げること、管理レベルを上げることというのはそのコスト面も含めまして、相反するところがあると思いますので、そこをどこまで考えられるかというところが、この評価項目やレベル感の設定のところにかかってくるかなと思います。10、11 ページに、用途別の廃棄物の量をお示しいただいていまして、ご指摘さ

れるとおりでとは思いますが。特に、がれき・金属・木くず・紙くずみたいなものというのは、資源化率が高止まりしているような状況ですので、世の中でやはり課題になっている廃プラの量が多いため、そこを特に意識した制度設計にすべきだと思います。汚泥に関しては、有害物質を含むようなものもかなり特殊な処理を要しますし、特命で随意契約のような傾向になりやすいというところで、なかなか難しい面もあるかと思いますが。このため、ターゲットを決めて廃プラなら廃プラというところを意識すべきかというふうに思います。全体の方向性としては以上でございます。

藤井座長：ありがとうございます。事務局は何かありますか。

環境省；おっしゃるとおり、事業者の方に頑張ってもらっていただくことも重要だと思いますけれども、9ページ目でお示ししたとおり、応札可能業者が少数というところは課題として認識しております。一方、国側も頑張れるところがあるかなと思っておりまして、環境省から事業者に逆に営業するといったような、声かけというところも一つキーポイントになってくると思います。環境省から国等の機関に対して環境配慮契約をしていただけるような声かけが必要だと思っておりまして、そこも踏まえて見直しをしていく必要があると思っております。それから、先ほどおっしゃった廃プラの話に関しましては妥当だと思いましたので、廃プラも主な対象として見ていければと考えております。ありがとうございます。

環境省：若干補足しますが、ご指摘いただいたバランスの取り方は非常に難しく、これまで見直してこなかったことの主要因であります。言い訳するわけではないのですが、もう少し早くこういう検討ができたのではというところではありますが、この数字を見ると、まずこれを上げることが主眼だろうという判断をしていたというのが正直なところですね。他方で、国がやろうとしている内容もどんどん進化しているので、質を上げるということをやしつつ、やってない人にも広げるということと同時にやらないと立ち行かないのではないかと思います、このような場を立ち上げさせていただいたところで、今項目しか挙げておりませんが、配点次第なところもあるかとも思いますし、実際配点してみてどう対応できるのかを考えなければいけないかなと思っていますので、2回目以降の宿題にしたいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

藤井座長：22ページ目の加算と標準の項目を使い分けて、どちらに入れるべきか難しいところはあると思いますが、検討できるといいのかなと思いましたが。それでは橋本委員お願いします。

橋本委員：この22ページのところについて、いくつか質問・コメントさせていただければと思います。1つ目は、aの②の温室効果ガス等の排出削減計画・目標のところですが、高度化法の判断基準に、再資源化の目標を設定するというような項目もあり、この②のところは温室効果ガス等としているので、「等」の中に入ってくるのかもしれないです

が、そういった再資源化のことも明確に書いてもいいのではと思いました。2点目は、追加項目の②ですが、再資源化も熱回収もしていない、要するに単なる焼却や埋め立て処分を排除するという意図でよいのかを確認させていただければと思います。3点目はご説明の中でもおっしゃっていましたが、③のところの「温室効果ガス排出削減対策の公表」と、aの②の「温室効果ガス等の排出削減計画・目標」の切り分けです。対策を立てているということは、目標を立てていなくてもそれがあつた種の計画ということのようにも思いますし、そのこの区別をきっちりしないといけなないのではないかと思つたしました。

また、高度化法の認定基準の方は、認定されていれば加点するというのは賛成なのですが、認定されていなくても例えば地域ごとに一般的な処理方法や、リサイクル率など、そういうものを上回るような処理をしていることを加点としてつけていくということもあるのではないかなと思つたします。その標準的な処理の方法は産廃の種類別になつてくると思つたしますが、国として全国平均でもいいのかもしれないし、地域の状況に応じて地域ごとに設定していただくということもあると思つたのですが、そういう視点も、高度化法との関連でいうとあるのではないかなと思つたしました。認定にはそれなりの労力も必要になるので、認定されていなくても何か、その地域の中では先進的というか、例えば再資源化率の高い処理をされているようなところに加点していくというものはあるかなと思つたしました。以上の4点です。

藤井座長：はい、ありがとうございます。それでは事務局からお願いします。

環境省：最初にお話いただきましたaの②の「温室効果ガスの排出削減目標・計画」に再資源化を入れてもいいのではというところですが、そちらに関しましては、再資源化というところのみで評価してしまうと、焼却をしなければいけない廃棄物もありますので、なかなか再資源化のみで設定するというのが難しいのかなと考へまして、追加検討項目の②でその再資源化または焼却時の熱回収というような形で記載させていただいたところではあります。熱回収というところも含めまして、もしかしたら加算点②に入れていく余地があるのではないかということはお話いただいたとおりで思つたしますので、そこは今後あわせて検討させていただきたいと思つたします。

また、追加検討項目の②の「再資源化又は焼却時の熱回収の実施」というところですが、これが単に埋め立てをする事業者を排除するためかというところですが、ご認識のとおりでして、基本的には再資源化できるものに関しては積極的に再資源化してほしいですし、焼却がやむを得ない廃棄物に関しましては、最低でも熱回収はしていただければなというところではあります。そういう事業者と積極的に契約ができるような制度設計にできればいいのかなというところでは、追加検討項目の②を設定させていただいているというところではあります。また、追加検討項目③の温室効果ガス排出削減対策の公表というところでは、この対策と、aの②の排出削減計画というところ、対策と計画の切り分けをどうするかというところでは、おっしゃるとおりかなと思つたしまして、対策と計画というところ、どこまで対策で、どこまでを計画というのかは、今事務局でも具体案

が浮かんでいないところであるのですが、その切り分けはきっちり考えてお示しできればなというふうに考えております。追加検討項目の③の方の「温室効果ガス排出削減対策」と言っても、温室効果ガス排出削減対策をやります、と単にいうだけなのか、それとも具体的にこういうことをやります、という対策をきちんと言っていたのか、どのレベルを求めるのかというところも設定次第かと思しますので、そこも含めて検討させていただければと思います。

また、高度化法の認定制度と合わせてどう考えるかというところですが、確かに現状でもその優良認定が取れているところには、一定のインセンティブを与えていますし、もし認定が取れてなかったとしても、個別の評価項目を見て、それぞれに合致できていれば加点がされるというような状況になっておりますので、それを踏まえると、この認定制度というのでも認定の取得有無だけではなく、認定の評価項目と、現状の評価項目というのを照らし合わせて、この認定制度の中でも、評価項目に取り入れられるようなものを、現状の評価項目に追加するのはあり得る手段かなと思しましたので、この認定制度の評価項目の中身を精査しながら、今後の評価項目の検討の中で考えさせていただければと思います。

橋本委員：ありがとうございます。1点目だけ、計画と目標を持っているかどうか、あるいは公表しているかということの評価されるということなので、再資源化率もその水準を求めているものではないかと思えます。廃棄物の種類や処理しているものによって再資源化率が変わってくると思うのですが、再資源化率を上げるような努力をされているかどうかというところを見るのが重要であるということかなと理解していますので、そういうものとして位置づけることはありなのではないかと思えます。

藤井座長：はい、ありがとうございます。室石委員が9時半頃退席されると伺っていますが、何か追加であればお願いします。

室石委員：ありがとうございます。レクのとくに、発端が全産連の方から優良認定制度を活かしてほしいという要請があったからという、昔の経緯も伺い、優良制度が総合評価落札方式になって名前として消えていくということ自体は、うちの団体の中で地ならしをしないといけないかなと思いましたが、元々総合評価落札方式を目指すというのが王道ということですので、その形にしていっていただいて、うまく着地していくのがいいのかなと思いました。先ほどご説明の中でも、配点次第ということもおっしゃっていて確かにそのとおりなので、説明の仕方次第かなと思いました。また高度化法の認定については、まさに3年で100なのか、認定の数がどれくらいいくのかという話もありますけど、認定業者が出てくるのがまだ先のことだとも思うので、今というよりは少し先のところでどれくらい認定が出たかというのを見ながらよく考えていくというご説明だったと思いますので、そのとおりだなと思いました。いずれにしても方向としては賛成ですので、うまく進めていただければと思います。ありがとうございます。

藤井座長：はい。ありがとうございます。それでは人数も少ないので皆さんにご発言いただけると思うのですが、中谷委員、お願いします。

中谷委員：ありがとうございます。既に橋本委員からご指摘いただいたところとかなり重複するところもあるのですが、22 ページの評価項目の案の中で、まず a の②の温室効果ガス等の話ですが、これは現状の排出量をしっかりと算定しているという項目はなく、削減計画目標と達成状況にいきなり飛んでしまうという理解でよいかという話が 1 点目です。特に、排出量を適切に計算できているか、評価できているかという観点も大事だと思っているというのがまず 1 点目です。

2 点目なのですが、再資源化にせよ温室効果ガス排出にせよ、その事業者としてはやっているが、産廃処理とは直接関係ない部門でやっているというのが、たまたま今回具体的な例として挙げていただいた企業様、ページで言うと 25 ページもそういった状況なのですよ。例えば排出削減などが産廃処理で熱回収を増やすとか再資源化率を高めるといった努力を通じて、温室効果ガスの削減ができるということは今回の話とも関係してくるのですが、別事業で排出削減をするというのが、今回の総合評価の加算なりであっても標準であっても、考慮されていいのかどうかというのが少しわからなかったです。その点について 2 点教えてください。

環境省：ありがとうございます。事務局の方であまり考えが及んでいなかったところではあるのですが、排出量を適切に確認できているかというのは結構重要な観点かなと思いました。排出量を適切に確認する一方で、排出削減対策もしっかりやりますというふうに表明していただくというのも重要だと思いましたので、それらを合わせて評価項目として考えさせていただければと思いました。

また、2 点目でお話いただきました、22 ページ目の追加検討項目の③でも、オフィス等における脱炭素対策を含むというところを書いているところなのですが、こういうような別次元のものを評価として入れていいのかというところは正直議論の余地があるかなというふうに思い、書かせていただいたというところはあります。事前レクのときにもお話をいただいているところでしたが、やはり廃棄物の種類によって排出削減量の効果が変わってくるかなと思いましたので、対策というところで言うと、廃棄物だけではなく、オフィスにおける脱炭素対策も含んだ方がより事業者にとってはやりやすいのかなというところで、これを含ませていただいたというところがあります。廃棄物の契約の中でそういうのも含んでしまってもいいのかというところは議論の余地があるかなと思っていますのでございます。

藤井座長：ちなみに中谷委員が最初におっしゃっていた方の GHG の排出状況を適切に評価できているかということはどうやって確認するかという何かアイデアとかありますか。

中谷委員：その点については、原則として、現状の足元が把握できていないのに削減計画だけあ

るというのは、個人的には非常に不思議だなと思っております。排出量、この辺りだともしかすると橋本委員の方が詳しいかもしれませんが、例えば Scope1,2,3 とかまで求めるレベルではなくて、やはり現状の温対法の範囲かなと思っていますが、産廃事業者の排出量は廃棄物の燃焼に伴う排出量も対象ですよ。難しいのは、例えば廃プラスチック類とかだと廃プラスチック類の係数と量をかけているのだと思うのですが、実態としては、多分、廃プラスチック類の中の組成も全然違いますし、どのレベル求めるか難しいですけども、少なくとも温対法に沿った排出量の計算は、それは当然皆さんできているのですかね。その辺あまり実態を私把握してないのですが、レベル感としてはそのようなレベルかなと思います。温対法に沿った排出量を計算できているかどうかだと思います。

環境省：温対法上の算定・報告・公表の義務対象者ですね、省エネ法的にいうと 1500kL で、温対法的に言うと 3000t となりますけれども、義務対象者は毎年出していただいています。廃棄物事業者からも実際に報告がたくさんあります。やり方は係数をかけているだけなので正確とはいえないかもしれませんが、それは国際的な割り切りなのでそういうものだと思って計算していただいております。橋本委員の話に戻って、削減計画目標についてですけれども、作っていただくことだけ問うて中身の質は問うていませんので、中身の質の中に中谷委員のおっしゃるとおり、削減目標があってそれと達成状況があるというのが当然の話だとは思いますが、元の発射台がしっかりしているかというところは当然の疑問としてありまして、それでいいのかという話もありますけど、現状問うていませんので、なくてもあり得るものになっています。算定・報告・公表制度が若干複雑でして、廃棄物の原燃料利用の排出量は差し引ける形となっています。廃棄物処理事業者の方々は、そこで差し引いて計算していることがほとんどですので、そうされてない方もいらっしゃいますけども、熱回収している場合は、廃棄物原燃料量は差し引けるというふうにしていますので、そのところで計算結果が出てきます。他方で、そういった計算過程は全部わかりますので、そのところは計算していただいているということかなと思います。また、冒頭申し上げましたように、算定報告公表制度の対象事業者でない場合はこの限りでないで、実際は計算されているということはあまりないはずですが、別途マネジメントシステム、エコアクションなどをやっている場合はしっかり計算されているということになりますけどもそうでない場合は、普通はやってないということだと思っています。

藤井座長：ありがとうございます。もし、あるとすればそれを加点要素にするかということですかね。加算のところに入っておりますが、なかなかみんなそれを必ずやらなければいけないというのは難しそうということなので、そのような対応ができてくるといいのかなと思います。他にいかがでしょうか。一応一通り、皆様一度ご発言いただきましたが、次回ぐらいに何か配点が入ったような案が出されるというイメージでいいですか。

環境省（平尾課長）：本日ご意見賜っておりますので、ご指摘のあった論点やフィージビリティについて整理したうえで、事前に相談しながら、配点はこのようなものでしたらどうか、これなら問題なく対応できそうでしょうか、なおかつ、我々が目指している方向に行っているのでしょうかというのをご相談したいと思っております。

藤井座長：橋本委員、お願いします。

橋本委員：先ほどのお話で、中谷委員のご提案は計算をするということと、計画を立てるということと、分けた方がいいのではないかという感じで受け取ったのですが、それも選択肢として検討してみてもいいのではないかなとは思いました。特に温対法の対象にならない事業者に対する何か推奨事項として計算するということもあるかなと思いましたが。

藤井座長：はい。ありがとうございます。事務局からいいですか。

環境省：考えてみます。エコアクションは私の課でやっていますし、算定・報告・公表制度の対象外の方も登録できるシステムに変え、1,2年経っておりますけども、これも利用しやすくなっているというふうに思います。どういうことが可能か考えてみたいと思います。

藤井座長：この標準の点数と加算の点数の割合、あるいはこの加算であれば、この項目をもう少し重点的に配点すべきだといったご意見がもしあれば、伺っておくと、事務局の作業がスムーズかと思えますけど、その辺りいかがでしょうか。

御意見がなければ、大体同じぐらいの点数がついていくのかなと思いますが、先ほどあったように基本的には、標準点が100点、加算点50点が今のところ標準なのですが、これもどれだけ標準を増やしていくかによってまた違うとは思いますが、その辺り何か今の時点で、特にこうした方がというのがあればお願いします。私としては優良適性だけで標準点の100点がついてしまうというのはいかがなものかと思えます。下にある追加項目を含めた上で、標準点がつくのであればいいかなと思います。よろしいですかね。

藤井座長：それでは、予定より早いですけれども、大体今日の議論は出尽くしたということで、何か全体通して何か他にご質問、ご意見等あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ないようでしたら事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

環境省：委員の皆様には熱心にご議論いただきましてありがとうございました。本日のご議論を含めまして、評価項目や配点など検討を進めさせていただきたいと思えます。それでは、少し早いですけれども、以上をもちまして令和7年度第1回環境配慮契約法基本

方針検討会資源循環の促進に向けた産業廃棄物契約専門委員会は終了させていただきます。ありがとうございました。

以上